

○新発田市教育委員会組織規則

平成11年3月31日

教委規則第3号

改正 平成12年5月10日教委規則第7号

平成13年6月6日教委規則第2号

平成14年3月6日教委規則第2号

平成17年5月27日教委規則第16号

平成18年5月12日教委規則第7号

平成19年5月9日教委規則第9号

平成23年7月14日教委規則第7号

平成24年1月17日教委規則第1号

平成24年5月18日教委規則第6号

平成25年3月8日教委規則第3号

平成26年4月3日教委規則第7号

平成27年3月20日教委規則第3号

平成28年3月30日教委規則第3号

平成29年6月15日教委規則第2号

平成30年5月31日教委規則第9号

平成31年3月29日教委規則第2号

令和2年3月31日教委規則第8号

令和3年3月15日教委規則第3号

令和4年3月29日教委規則第3号

令和4年12月16日教委規則第6号

新発田市教育委員会事務局組織規則（昭和54年新発田市教育委員会規則第3号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 新発田市教育委員会に置く事務局（以下「事務局」という。）及び教育機関の組織、所掌事務及び職員の職等については、法令、条例及び他の規則に別に定めるものを除くほか、この規則の定めるところによる。

（平成23教委規則7・一部改正）

（事務局）

第2条 事務局とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第2項の規定により設ける教育長を補佐する職及び課をいう。

（平成25教委規則3・平成27教委規則3・平成30教委規則9・一部改正）

（教育機関）

第3条 教育機関とは、法第30条の規定により設置される教育機関（学校を除く。）をいう。

2 前項の教育機関は、新発田市立図書館、新発田市公民館（以下「公民館」という。）、新発田市青少年健全育成センター（以下「青少年健全育成センター」という。）、新発田市生涯学習センター（以下「生涯学習センター」という。）、新発田市民文化会館（以下「市民文化会館」という。）、新発田市児童センター（以下「児童センター」という。）及び新発田市学校給食共同調理場（以下「学校給食共同調理場」という。）とする。

（平成23教委規則7・全改、平成24教委規則6・平成27教委規則3・平成30教委規則9・一部改正）

（事務局に置く課、室等）

第4条 事務局に次の課、室等を置く。

教育総務課 教育総務係、教育企画係、学校施設係、学校給食係

学校教育課 学校教育係、学務係、教育相談係、同和教育係

教育センター 学校指導係

文化行政課 文化行政係、埋蔵文化財係

文化芸術振興室 文化芸術振興係、管理係

生涯学習課 生涯学習推進係

（令和2教委規則8・全改、令和4教委規則3・一部改正）

（事務局に置く課、室等の分掌事務）

第5条 前条に規定する課、室等の分掌事務は、次のとおりとする。

教育総務課

教育総務係

- (1) 教育委員会の会議に関すること。
- (2) 公印の保管に関すること。
- (3) 文書の收受及び発送並びに保存に関すること。

- (4) 教育委員会規則の制定、改廃及び公布並びに公告、告示その他公示に関する  
こと。
- (5) 儀式及び褒賞に関すること。
- (6) 教育委員会所属職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）  
第1条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）を除く。）の人事に関  
すること。
- (7) 職員の福利厚生及び公務災害に関すること。
- (8) 教育委員会の所掌に係る予算編成・執行の調整に関すること。
- (9) 小学校及び中学校の歳入歳出予算の経理に関すること。
- (10) 教育委員会の所掌に係る決算の調整に関すること。
- (11) 学校教具その他設備の整備に関すること。
- (12) 教育費の調査統計に関すること。
- (13) 学校災害賠償保険に関すること。
- (14) 寄附採納に関すること。
- (15) 教育行政に関する相談に関すること。
- (16) 遠距離通学の支援及び通学路の安全対策に関すること。
- (17) 市立小中学校の通学区域に関すること。
- (18) 他の課に属さない事務に関すること。
- (19) 課の庶務及び予算に関すること。

#### 教育企画係

- (1) 企画及び政策的事項に関すること。
- (2) 学校統合に関すること。
- (3) 遠距離通学の見直しに関すること。

#### 学校施設係

- (1) 校舎その他教育施設の整備計画に関すること。
- (2) 学校施設の管理営繕に関すること。
- (3) 教育財産の管理に関すること。
- (4) 施設台帳の整備保管に関すること。
- (5) 施設関係の調査統計に関すること。

#### 学校給食係

- (1) 学校給食調理場に関すること。

- (2) 学校給食共同調理場運営委員会に関する事。
- (3) 学校給食協議会に関する事。
- (4) その他学校給食に関する事。

#### 学校教育課

##### 学校教育係

- (1) 学校教育の推進に関する事。
- (2) しばたの心継承プロジェクトに関する事。
- (3) 小中学校における食育の推進及びその他食育に関する事。
- (4) 小中学校の管理運営に関する事。
- (5) 県費負担教職員の服務及び人事に関する事。
- (6) 県費負担教職員の公務災害補償に関する事。
- (7) 介助員、補助教員等に関する事。
- (8) 叙位、叙勲及び表彰に関する事。
- (9) 小中学校の教科用図書等の採択及び給与に関する事。
- (10) 新発田市いじめ防止対策等に関する委員会に関する事。
- (11) 学校教育関係機関及び団体に関する事。
- (12) 課の庶務及び予算に関する事。

##### 学務係

- (1) 小中学校の学級編成に関する事。
- (2) 学齢児童及び学齢生徒の就学及び入学転学に関する事。
- (3) 学区外・区域外就学に関する事。
- (4) 児童、生徒の就学援助等に関する事。
- (5) 児童、生徒及び教職員の健康管理に関する事。
- (6) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。
- (7) 学校保健関係機関及び団体に関する事。
- (8) 日本スポーツ振興センターの災害共済事務に関する事。

##### 教育相談係

- (1) 特別支援教育に関する事。
- (2) 教育相談に関する事。
- (3) 教育支援委員会の運営に関する事。
- (4) サポートチームの運営に関する事。

- (5) 新発田さわやかルームに関する事。
- (6) 児童・生徒支援団体及び関係機関に関する事。

#### 同和教育係

- (1) 人権教育、同和教育に関する事。
- (2) 同和教育推進協議会並びに同和教育関係機関及び団体に関する事。
- (3) 住吉教育集会所に関する事。

#### 教育センター

##### 学校指導係

- (1) 学校及び幼稚園における教育課程、学習指導、特別支援教育、生徒指導その他学校教育の指導に関する事。
- (2) 理科教育センターの運営に関する事。

#### 文化行政課

##### 文化行政係

- (1) 文化財の調査及び指定に関する事。
- (2) 文化財の保存管理及び活用に関する事。
- (3) 文化財保護の普及に関する事。
- (4) 文化財調査審議会に関する事。
- (5) 歴史資料等の保存及び管理に関する事。
- (6) 刀剣類の製作の承認に関する事。
- (7) 課の庶務及び予算に関する事。

##### 埋蔵文化財係

- (1) 埋蔵文化財の保存管理及び活用に関する事。
- (2) 埋蔵文化財保護の啓発に関する事。
- (3) 遺跡の周知及び開発調整に関する事。
- (4) 埋蔵文化財の発掘調査に関する事。
- (5) その他埋蔵文化財に関する事。

##### 文化芸術振興室

##### 文化芸術振興係

- (1) 文化芸術の振興に関する事。
- (2) 文化芸術振興室の事業企画及び実施に関する事。
- (3) 文化芸術団体等との連携に関する事。

## 管理係

- (1) 市民文化会館の管理運営及び維持管理に関すること。
- (2) 市民文化会館の舞台設備及び音響・照明設備に関すること。
- (3) 新発田市民文化会館運営審議会に関すること。
- (4) 室及び市民文化会館の庶務及び予算に関すること。

## 生涯学習課

### 生涯学習推進係

- (1) 社会教育に係る計画立案に関すること。
- (2) 社会教育関係団体の育成及び支援に関すること。
- (3) 社会教育委員の会議に関すること。
- (4) 生涯学習の推進、普及、啓発及び相談に関すること。
- (5) 生涯学習事業の企画及び実施に関すること。
- (6) 生涯学習情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (7) 家庭教育に関すること。
- (8) 青少年宿泊施設に関すること。
- (9) 人材育成に関すること。
- (10) 学校開放教室事業に関すること。
- (11) 成人式に関すること。
- (12) 新発田市視聴覚ライブラリーに関すること。
- (13) 課及び生涯学習センターの庶務及び予算に関すること。

(平成25教委規則3・全改、平成26教委規則7・平成27教委規則3・平成28教委規則3・平成31教委規則2・令和2教委規則8・令和4教委規則3・一部改正)

(教育機関の組織等)

第6条 教育機関（学校給食共同調理場を除く。）の組織、係等は、次のとおりとする。

### 市民文化会館

中央図書館 資料係、サービス係

歴史図書館 歴史図書館係

新発田地区公民館 事業係

豊浦地区公民館 事業係

紫雲寺地区公民館 事業係

加治川地区公民館 事業係

生涯学習センター

青少年健全育成センター 健全育成係

児童センター 放課後児童支援係

- 2 市民文化会館は、文化行政課の管理に属する。
- 3 歴史図書館は、中央図書館の管理に属する。
- 4 新発田地区公民館、豊浦地区公民館、紫雲寺地区公民館、加治川地区公民館及び生涯学習センターは、生涯学習課の管理に属する。
- 5 児童センターは、青少年健全育成センターの管理に属する。

(令和2教委規則8・全改、令和4教委規則3・令和4教委規則6・一部改正)

(市民文化会館の分掌事務)

第6条の2 市民文化会館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の使用許可に関すること。
- (2) 施設の使用及び入場者の指導に関すること。

(令和2教委規則8・追加)

(中央図書館の分掌事務)

第7条 中央図書館資料係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 資料の収集及び管理に関すること。
- (2) 資料の受入れ及び除籍に関すること。
- (3) 資料の寄贈に関すること。
- (4) 資料の分類、目録等に関すること。
- (5) 資料の整理に関すること。
- (6) 資料の貸出しに関すること。

2 中央図書館サービス係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 読書普及及び広報に関すること。
- (2) 集会、展示会等の開催に関すること。
- (3) 調査研究及び読書相談に関すること。
- (4) 団体貸出しに関すること。
- (5) 読書会の育成に関すること。
- (6) 新発田市立図書館協議会及び関係団体に関すること。
- (7) その他図書館奉仕に関すること。
- (8) 分館の運営に関すること。

- (9) 分館の奉仕に関する事。
- (10) 分館の育成に関する事。
- (11) その他分館に関する事。
- (12) 庶務及び予算経理に関する事。

(平成28教委規則3・全改、平成30教委規則9・一部改正)

(歴史図書館の分掌事務)

第7条の2 歴史図書館歴史図書館係の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 歴史的資料の収集及び管理に関する事。
- (2) 歴史的資料の受入れ及び除籍に関する事。
- (3) 歴史的資料の寄贈及び寄託に関する事。
- (4) 歴史的資料の分類、目録等に関する事。
- (5) 歴史的資料の整理に関する事。
- (6) 歴史的資料の貸出しに関する事。
- (7) 歴史図書館に関する事。
- (8) 庶務及び予算に関する事。

(平成28教委規則3・追加、平成30教委規則9・一部改正)

(地区公民館の分掌事務)

第8条 地区公民館の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年、成人及び高齢者教育に関する事。
- (2) 社会教育関係団体及び文化団体の育成、調整等に関する事。
- (3) 文化芸術に関する事。
- (4) 新発田市公民館運営審議会に関する事。
- (5) 施設の活用促進及び管理に関する事。
- (6) 施設の使用許可に関する事。
- (7) 地区公民館の庶務及び予算に関する事。
- (8) その他公民館事業に関する事。

(令和2教委規則8・全改)

(生涯学習センターの分掌事務)

第9条 生涯学習センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理運営に関する事。
- (2) 施設の使用許可に関する事。

(3) 施設の使用者の指導に関すること。

(令和2教委規則8・全改)

#### 第10条 削除

(令和2教委規則8)

(青少年健全育成センターの分掌事務)

第11条 青少年健全育成センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 青少年健全育成の推進に関すること。
- (2) 青少年の健全育成についての資料収集及び広報活動に関すること。
- (3) 青少年の補導、指導及び相談に関すること。
- (4) 遺児激励事業に関すること。
- (5) 青少年に係る関係機関及び団体の連絡調整に関すること。
- (6) 青少年健全育成センター運営審議会に関すること。
- (7) 青少年問題協議会に関すること。
- (8) 施設管理に関すること。
- (9) 庶務及び予算に関すること。
- (10) その他青少年健全育成センターの事業に関すること。

(平成24教委規則6・全改、平成27教委規則3・一部改正)

(児童センターの分掌事務)

第11条の2 児童センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 施設利用者の育成指導に関すること。
- (2) 遊びの指導及び体力増進に関すること。
- (3) ボランティア活動の推進に関すること。
- (4) 児童クラブの業務及び施設管理に関すること。
- (5) 庶務及び予算に関すること。
- (6) その他児童センターの事業に関すること。

(平成24教委規則6・追加、平成27教委規則3・令和2教委規則8・令和4教委規則6・一部改正)

(学校給食共同調理場の所属及び分掌事務)

第12条 学校給食共同調理場は、教育総務課に属する。

2 学校給食共同調理場の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食共同調理場の管理運営に関すること。

(2) 学校給食の調理に関すること。

(平成27教委規則3・全改)

(教育次長)

第12条の2 事務局に第2条に規定する教育長を補佐する職として、教育次長を置く。

2 教育次長は、教育長を補佐し、教育委員会の事務を統括する。

(平成30教委規則9・追加)

(課長)

第13条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平成13教委規則2・旧第13条繰下・一部改正、平成17教委規則16・旧第14条繰下、平成25教委規則3・旧第15条繰上)

(館長等)

第14条 中央図書館、歴史図書館、地区公民館及び市民文化会館に館長を置く。

2 青少年健全育成センター、生涯学習センター、児童センター及び学校給食共同調理場に所長を置く。

3 文化芸術振興室に室長を置く。

4 教育センターにセンター長を置く。

5 館長、所長、室長及びセンター長は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平成24教委規則6・全改、平成25教委規則3・旧第16条繰上、平成27教委規則3・平成28教委規則3・平成30教委規則9・令和2教委規則8・令和4教委規則6・一部改正)

(課長補佐)

第15条 課に課長補佐を置く。

2 課長補佐は、課長を補佐して課の事務を整理し、課長が不在のときは、その職務を代行する。

(平成24教委規則6・全改、平成25教委規則3・旧第17条繰上)

(館長補佐等)

第16条 中央図書館に館長補佐を置くことができる。

2 青少年健全育成センターに所長補佐を置くことができる。

3 学校給食共同調理場に副所長を置くことができる。

- 4 館長補佐、所長補佐及び副所長は、館長又は所長を補佐して中央図書館、青少年健全育成センター又は学校給食共同調理場の事務を整理し、館長又は所長が不在のときは、その職務を代行する。

(平成13教委規則2・旧第16条繰下、平成17教委規則16・旧第17条繰下、平成18教委規則7・平成19教委規則9・平成23教委規則7・平成24教委規則6・一部改正、平成25教委規則3・旧第18条繰上、平成27教委規則3・平成28教委規則3・平成30教委規則9・令和2教委規則8・一部改正)

(係長)

第17条 係に係長を置く。

- 2 係長は、上司の命を受けて係の事務を処理し、係の職員を指揮する。

(平成13教委規則2・旧第17条繰下、平成17教委規則16・旧第18条繰下、平成25教委規則3・旧第19条繰上)

(主任参事等)

第18条 課及び機関に主任参事、参事、主任副参事、副参事及び主任を置くことができる。

- 2 主任参事、参事、主任副参事及び副参事は、教育長の特命又は上司の命を受けて事務を処理する。

- 3 主任は、上司の命を受けて事務の一部を分担する。

(平成12教委規則7・一部改正、平成13教委規則2・旧第18条繰下・一部改正、平成17教委規則16・旧第19条繰下、平成24教委規則6・一部改正、平成25教委規則3・旧第20条繰上・一部改正、平成27教委規則3・旧第19条繰上)

(専門的職員)

第19条 学校教育課及び教育センターに管理主事、統括指導主事、指導主事又はスクールソーシャルワーカーを置くことができる。

- 2 文化行政課に文化財技師を置くことができる。

- 3 事務局の課に社会教育主事を置く。

- 4 中央図書館及び歴史図書館に司書又は司書補を置くことができる。

(平成24教委規則6・追加、平成25教委規則3・旧第21条繰上、平成27教委規則3・旧第20条繰上・一部改正、平成28教委規則3・平成29教委規則2・平成30教委規則9・令和2教委規則8・一部改正)

(市長の事務の補助執行)

第20条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、教育委員会と市長の協議によって、教育委員会の補助機関である職員は、新発田市真木山中央公園体育施設、新発田市豊浦総合運動施設、新発田市豊浦体育センター、新発田市大島体育館、新発田市五ヶ字運動広場、新発田市米子運動公園、新発田市加治川地区体育館、新発田市加治川地区屋外運動場、新発田市大天城公園及び露谷虹児記念館の管理及び運営に関する事務並びに第3子以降学校給食費支援事業に関する事務を補助執行する。

（平成27教委規則3・追加、平成28教委規則3・平成30教委規則9・令和3教委規則3・一部改正）

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市教育委員会組織規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市教育委員会組織規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年教委規則第2号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市教育委員会組織規則の規定は、平成17年5月1日から適用する。

附 則（平成18年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市教育委員会組織規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市教育委員会組織規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成23年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市教育委員会組織規則の規定は、平成23年5月1日から適用する。

附 則（平成24年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第6号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市教育委員会組織規則の規定及び附則第2項から第4項までの規定は、平成24年4月1日から適用する。

（新発田市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

- 2 新発田市民文化会館設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年新発田市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（新発田市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 新発田市公民館設置及び管理に関する条例施行規則（昭和56年新発田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（新発田市立図書館設置条例施行規則の一部改正）

- 4 新発田市立図書館設置条例施行規則（昭和61年新発田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成25年教委規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（新発田市教育委員会公印規則の一部改正）

- 2 新発田市教育委員会公印規則（昭和55年新発田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（新発田市就学指導委員会規則の一部改正）

- 3 新発田市就学指導委員会規則（平成19年新発田市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市教育委員会組織規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年教委規則第3号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市教育委員会組織規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新発田市教育委員会組織規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年教委規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年教委規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年教委規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第3号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年教委規則第6号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年1月1日から施行する。